

議案第38号

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年5月16日提出

新居浜市長 石川 勝行

災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」を「条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき」に、「。以下「国民保護法」という。）第154条において」を「）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて」に、「（国民保護法第154条において準用する場合にあっては、武力攻撃災害等派遣手当。以下同じ。）」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）」に改める。

第2条第1項中「災害派遣手当は」を「災害派遣手当等は」に、「当該職員」を「当該派遣職員」に、「に定める」を「で定める」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改める。

第3条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本市に派遣される職員に対し
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため、本案を提出する。